

# 世界 World

## ISDS 条項は「保障」ツール

ジェトロ海外調査部国際経済研究課 吾郷 伊都子

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の交渉分野の一つとして注目される ISDS (投資家対国家の紛争解決) 条項。企業活動のグローバル化に伴い、同条項に基づく投資仲裁の活用が進む。日本では、同条項導入を懸念する論調も目立つ。しかし実態を理解すれば、ISDS 条項が投資先で日本企業を保護し、いざという時には相手国に対する「攻めのツール」として利用できる有益な条項ともいえる。

### 充実する投資協定と仲裁の増加

正念場を迎える TPP 交渉では、関税撤廃に関心が集まりやすい。だが、投資分野も重要な交渉分野である。焦点の一つが「投資家対国家の紛争解決 (以下、ISDS)」条項の導入だ。導入を拒否しているのはオーストラリアのみとも報じられる。ただその他の交渉国でも、民間団体が反対する動きがあるようだ。

そもそも ISDS 条項とは何か。ISDS 条項は端的に言うと、私人である投資家が、公人である投資受入国政府を相手取って仲裁廷に提訴することを可能にする規定である。企業活動のグローバル化に伴い、投資先で自国の投資家を保護するためのルール的重要性が高まってきた。貿易に関する投資措置のみを規律する

WTO の貿易投資関連措置 (TRIM) 協定では不十分であることから、1990 年代には二国間の投資協定の締結が盛んになった。投資協定の数は 2013 年末時点で 2,902 件に上る。2000 年代後半以降は、自由貿易協定 (FTA) の中に投資ルールを設ける動きが一般化した。投資協定は、投資活動に対する、特定措置の禁止、収用の禁止、送金の自由などさまざまな規定を含むが、そのうちの 하나가 ISDS 条項である。

ISDS 条項は、投資受入国の協定違反により投資家が被害を受けた場合に、投資家が第三者の仲裁機関に紛争を付託できる旨を規定する。仲裁廷が投資受入国の協定違反を認めれば、投資家は賠償を受けられる (図)。

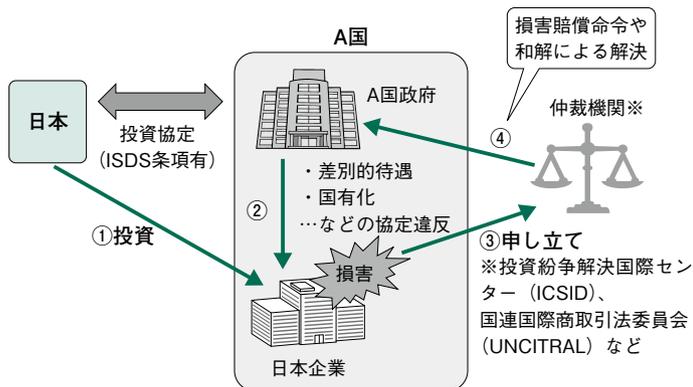
ISDS 条項がなければ、投資受入国の国内裁判所に提訴するしかない。しかし国内裁判所では、政治介入を受ける懸念や、特に途上国では司法制度が未発達で公正な審理が受けられない恐れもある。また、一般的な国際仲裁では、その都度当事者間の合意が必要だが、国家が私人の仲裁付託に合意するとは考えにくい。このため、ISDS 条項の規定により、締約国間であらかじめ仲裁付託に一括合意しておく。それにより投資家は、個別に合意を取り付けずとも、即座に仲裁廷に紛争を付託できる。ISDS 条項のメリットは、このように公正かつ迅速な審理を受けられることにある。

ISDS 条項は 1960 年代に出現し、投資協定の拡大に伴い仲裁件数も増えていった。2013 年には年間最多水準の 56 件が付託され、同年末までの累計仲裁件数は 568 件。終了した 274 件のうち、国家勝訴は 43%、投資家勝訴は 31%、和解は 26% という内訳である。

### 誤解と実態

ISDS 条項に対する日本国内の懸念は二つに大別されよう。一つ目は、TPP をはじめ最近の FTA で初め

図 ISDS 条項による紛争解決イメージ



て盛り込まれる条項ではないか、との懸念である。歴史的経緯から判断する限り、これは正しくない。日本は、1978年のエジプトとの投資協定以降、29の投資協定（FTA含む）にほぼISDS条項を規定しており、その意味では既になじみのある条項であるともいえる。また直接の投資協定がなくともISDS条項は使用できる。例えば、米国企業のタイ子会社が、日本への投資行為において、日本タイ間の協定を通じて日本を提訴

**表1** 投資紛争で仲裁が提起された回数(2013年末時点)

被提訴国	回数	日本との協定 <sup>(①)</sup> におけるISDS条項の有無
アルゼンチン	53	×
ベネズエラ	36	×
チェコ	27	×
エジプト	23	○
エクアドル	22	×
カナダ	22	×
メキシコ	21	○
ポーランド	16	×
米国	15	×
ウクライナ	14	×
インド	14	○
カザフスタン	14	n.a. <sup>(②)</sup>
ハンガリー	12	×

注：①FTA投資章も含む。②カザフスタンとの投資協定は2013年2月に合意済みだが条文はまだ公表されていない  
資料：経済産業省、UNCTADを基に作成

することは現在も可能である。しかし実際に、外国企業が第三国を通じて仲裁を申し立てた前例はない。二つ目は、特にTPPとの関係でいわれる、米国企業からの訴訟多発への懸念だ。実際、これまで仲裁を申し立てた投資家の国籍としては、米国(127件)が次点のオランダ(61件)の倍と、最多である。一方、被提訴国には、南米や東欧などの途上国が多い(表1)。これらの

### 攻めのツールとして

「双方向」という意味で、ISDS条項により将来日本政府が訴えられる可能性も皆無ではない。しかし同条項は、新興国を中心とした対外投資先で、不当な措置から日本企業を守る保険としての側面の方がむしろ大きいと見ることもできるのではないかと。

では、日本企業の投資活動は現状ではどの程度保護されているといえるのか。日本の対外直接投資残高のうち、投資協定を有する国・地域が占める割合は29.1%に及ぶ(表2)。投資残高の1割超を占めるASEANとは、日本は積極的に協定を締結してきた。また、14年5月に発効した日中韓投資協定では、既存の協定よりもISDS条項の対象を拡大するなど、数だけでなく内容の面でも投資家への保護水準を高めてきた。現在交渉中の協定が全て発効すれば、直接投資

**表2** 日本の対外直接投資残高(2013年末)に占める投資協定・FTA相手国の構成比 (単位:100万ドル、%)

国・地域	残高	構成比	国・地域	残高	構成比
米国	331,439	29.7	南アフリカ共和国	8,794	0.8
EU	259,153	23.2	スイス	4,947	0.4
ASEAN	136,258	12.2	メキシコ	4,241	0.4
中国	98,132	8.8	サウジアラビア	3,906	0.3
オーストラリア	54,112	4.8	ロシア	2,499	0.2
ケイマン諸島	48,352	4.3	ニュージーランド	2,471	0.2
ブラジル	33,402	3.0	アラブ首長国連邦	232	0.0
韓国	29,850	2.7	イラン	5	0.0
香港	19,820	1.8	世界	1,117,267	100.0
カナダ	16,783	1.5	協定を有する国・地域の合計	325,197	29.1
インド	13,738	1.2			
台湾	11,808	1.1			

注：①太枠内は日本との投資協定またはFTA(投資章含む)を締結済み、網掛けは現在交渉中の国・地域(ただしオーストラリアは署名済み)。②協定締結済み国・地域のうち、投資統計が取得できない15カ国は合計値に含まず。③ASEANとのFTA投資章は大筋合意済み、かつASEAN各国とは二国間協定発効・署名済み  
資料：日本銀行「本邦対外資産負債残高」を基に作成

残高に占める、投資協定のある国・地域の比率は88.6%にまで上昇する。日本企業による投資活動をほぼ全面的に保護できることとなる。

件数は少ないが日本企業による使用例もある。野村證券のオランダ子会社が、オランダ・チェコの投資協定に基づきチェコ政府を提訴した事例がそれである。本件で仲裁廷は、チェコ政府の協定違反を認め、賠償支払いを命じた。さらに、投資協定の存在を受入国政府に示すことにより紛争を未然に防いだ事例もある。06年に中国・上海市で、都市再開発を理由に24社が立ち退きを命じられた案件。その1社だった神鋼圧縮機製造は、日中投資協定とそのISDS条項を念頭に、政府と補償交渉を進めた。このようにISDS条項は、相手国のルール順守を促すことで、企業活動の予見可能性を高め、万一の時の保険として機能する。

ISDS条項にも留意すべき点はある。例えば、政府に課される賠償額が高すぎるなど仲裁判断の妥当性、上訴機会の欠如、紛争解決に要するコスト、などの問題が指摘される。対応として国連貿易開発会議(UNCTAD)などは、比較的成本の小さい調停の活用、投資家母国の関与強化、ISDS条項の利用範囲の制限、上訴機会の導入などを提案している。メガFTAなど、多数の国が参加する枠組みが発展する中、投資仲裁システムの改善が期待される。

海外投資に当たり、優遇税制などに加えて、投資協定の存在はますます重要性を増している。ISDS条項の有無が投資先での保護水準を左右するからだ。仲裁に至らずとも、FTAのビジネス環境整備小委員会注なども、投資保護の手段として有効であると考えられる。 **JS**

注：投資受入国のビジネス環境改善に向け、締約国政府、業界団体、ジェトロなどの関係者が一堂に会し、投資を含むあらゆるビジネス上の問題点を議論する枠組み。